

手 687
2830

その如き者 一人

此中兼務者 従来より訓練が爲るは、
 検定員等の如く、財界ノ不況に伴ひ、労働賃
 付等の必要が急増し、二七書の不振に
 して、お打困の上、物況等格不意者
 (労働運賃)現在より至二日五十年、
 手動運賃増え、一月百五、仲仕
 例に現在、二百五、収入見、労働の
 都合又二雨天等、一月延続、就
 足場、幸、計、地、女、
 こと、お、を、
 労働の例、

○マキヤネマ市壁撮影所申請 (西三〇一日消)

事務所 右京区谷口 天稜五画一五

従業員 二七〇名(女二〇名)

参加者 全員

標地撮影所アリ、四月ヨリ経営権交ニ急迫セル結
 果、従業員ノ給料、夜勤料等ノ支拂ヲ延滞セル爲メ
 紛議ヲ起シ、爾来給同盟系、聯ノ応援ヲ得テ、數回
 交渉ヲ重クスルモ、財政困難ノ結果、交渉進展セズ、且ツ
 致理未七人一派ノ策動ニヨリ、新会社組織 従業員採用
 ノ七日発表シ、以テ結果、自然消滅スルニ至リ。

要亦事項

夜勤料

六三〇七冊